

第1286回 高知市教育委員会 8月定例会 議事録

1 開催日 令和5年8月25日(金)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第32号 令和6年度使用高等学校用教科書の採択について

日程第3 市教委第33号 高知市立学校教職員人事異動内申方針について

日程第4 市教委第34号 高知市持続可能なスポーツ・文化芸術活動に向けた部活動の環境整備検討委員会委員の委嘱等について

報告 ○いじめ案件について

○高知商業高等学校長寿命化改修事業について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	松 下 整
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	山 中 浩 介
	教育次長	植 田 浩 二
	教育政策課長	岸 田 正 法
	学校教育課長	竹 内 清 貴
	人権・こども支援課長	岡 本 政 則
	人権・こども支援課生徒指導対策監	藤 原 祐 三
	商業高等学校事務長	葛 目 京 子
	教育政策課長補佐	神 岡 純 子
	学校教育課人事班長	岡 崎 大 幸
	学校教育課管理主事	佃 典 高
	学校教育課管理主事	森 岡 亮
	学校教育課指導主事	久 保 智 司
	教育政策課総務担当係長	栗 本 佳 美
	教育政策課主査補	四 國 真 衣

1 令和5年8月25日(金) 午後4時～午後6時10分 (たかじょう庁舎5階北会議室)

2 議事内容

開会 午後4時

松下教育長

ただいまから、第1286回高知市教育委員会8月定例会を開会いたします。

日程第1, 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、谷委員, お願いいたします。

谷委員

はい。

松下教育長

本日は議案が3件, 報告事項が2件となっています。

報告事項のうち1件は個人情報に関わる内容であることから秘密会となりますので, 先にそれ以外の議案及び報告事項から進めたいと思います。

よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

それでは, 議案審査に移ります。

日程第2 市教委第32号 「令和6年度使用高等学校用教科書の採択について」を議題とします。審議に入る前に一つお断りを申し上げます。森田委員におかれましては, 中学・高校家庭科の教科書について執筆や監修に携わっておられる関係で, 家庭科分野の教科書採択に係る審議につきましても加わっていただくことができません。したがって, 家庭科分野の教科書採択につきましても審議が始まります前に, 森田委員は一旦御退席いただくこととなります。審議が終わりましたら, 改めましてお席に戻っていただくこととしたいと思いますので, よろしくお願いいたします。

それでは, 家庭科以外の教科に係る教科書採択について事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第32号「令和6年度使用高等学校用教科書の採択について」御説明いたします。

本市における高等学校とは, 高知商業高等学校のこととなります。資料といたしまして, お手元の「令和6年度使用高等学校用教科書採択」資料を基に説明いたします。

それではまず, 家庭科以外の教科書採択について御説明させていただきます。資料1ページを御覧ください。高知市立高等学校教科書採択の流れを示しています。1として, 高等学校で使用する教科書の採択方法は, 小・中学校における採択方法とは異なり, 教科書無償措置法による法律上の具体的な定めはなく, 高等学校は有償, 個人負担となっております。学校の実態に則して高等学校が採択委員会を組織し, 教科書の発行者から送られてきます見本を基に各教科担当者で意見を集約し, 選定理由書を作成いたします。2として, 学校が作成した選定理由書を基に, 教育委員会事務局学校教育課が採択案を作成します。令和6年度に新たに使用する教科書は, 全日制の19点, 定時制の8点となります。次に3として, 高知商業高等学校の選定を経て教育委員会事務局が作成した採択案を, 教育委員会の職務権限として教育委員会で審議, 採択していただくこととなっております。

次に、「令和6年度使用高等学校教科書(案)」をお示ししています。2ページから3ページは全日制の課程、4ページが定時制の課程となります。定時制の4年生のみ旧教育課程となります。こちらの案は、5ページから7ページにあります教育課程表を基に、履修する科目に応じた教科書を採択案としてお示しております。次に、8ページから使用教科書選定理由一覧となります。左の変更の欄に印があるものが、令和6年度、新たに使用を予定している教科書となります。※印は新規、○印は変更となっております。印のないものは、本年度と同じ教科書となりますので説明を割愛いたします。

それでは全日制の課程から、令和6年度、新たに使用を予定しております19冊について説明をさせていただきます。

9ページを御覧ください。9番「歴史総合」山川出版社は、「みる・読みとく・考える」を重視し、資料や写真が充実しています。大学入学共通テストだけでなく、総合型選抜・学校推薦型選抜において必要な力を身に付けることができます。13番「公共」教育図書は、単元の冒頭に課題が立てられ、授業のポイントが確認でき、テーマ学習ページでは問いが立てられ、知識の習得と対話的で深い学びが実現できるようになっています。マンガやイラストによって、公民科の複雑な概念を分かりやすくする工夫がされています。14番「政治経済」実教出版は、大学入学共通テストにも対応できる教科書です。データ、グラフ等の資料や時事コラムが充実しており、深く考え思考する力の育成につながります。見開き2ページで1テーマを扱い、生徒も教員も進めやすく、知識の整理がしやすくなっています。15番「倫理」東京書籍は、データ、グラフ等が充実しており、深く考え思考する力の育成に適しています。「思考と対話」を促す分野横断的テーマ学習ページがあり、対話的で深い学びにつなげることができるようになっています。パワーポイント等デジタル教材があり授業への活用ができると考えています。

11ページを御覧ください。数学について、数研出版の教科書では共通して、各章の最初に専用HPのQRコードを設け、関係する公式集や練習問題などが豊富に掲載されています。27番「数学B」数研出版は、既習事項との関連性に加えて新要素による視点で知識・技能の定着のしやすさを重視しており、思考・判断・表現を養う工夫も盛り込まれています。28番「数学C」数研出版は、大学入学共通テストや2次試験では必須の事項が丁寧に説明され、問題量も豊富に掲載されています。加えて、教科書の後半の課題学習の内容も非常に精練されており、思考力を養うことができるようになっています。30番「化学基礎」数研出版は、無理なく基礎知識が身に付き、どのように活用するかまで授業に盛り込むことができます。実験を基にした設問、グラフデータ読解や作成などへのサポートも厚く、つまづきを解消するための工夫がされています。理科を生活や社会にどのようにつながられるかを意識した授業づくりに適しています。32番「生物基礎」第一学習社は、図や写真が適切な位置に置かれ、学習内容を理解しやすくなっています。生物学史に関する「参考」は、学習内容をより深める内容としてまとめられ、関連する発展内容も適宜取り上げ、生徒の学習段階に応じた指導が可能です。「Photo Gallery」は生徒に興味・関心を持たせ、視覚的な理解に役立ちます。

次に12ページを御覧ください。33番「地学基礎」第一学習社は、実写の動画やアニメーション、3D映像など、ICTコンテンツが充実しており、視覚で体感できるように教材工夫がされています。また、振り返り学習ができるまとめのページも充実しており、全体的に図やイラストを用いながら問題にも取り組み知識理解を深められます。探究課題も設定されており、地形をいかしたフィールドワークにもつなげることができます。36番「音楽I」教育芸術社は、教科書の内容のバランスが良く、教科書の構成も整理されて見やすくなっています。38番「書道I」光村図書は、鮮明な図版とダイナミックなレイアウトで書の美しさを伝えることができ、学習の目当て、QRコード、臨書のポイント、解説などが分かりやすくレイアウトされています。また、創作の参考となる作品にも文士の書などが題材として取り上げられ、自由な表現の広がりにも役立てられるので、生徒の個性に応じた指導や個々のレベル向上に役立ちます。

13 ページを御覧ください。43 番「英語コミュニケーションⅢ」東京書籍は、日常的な話題、SDGs にも対応した社会的な話題と Local から Global まで多様な題材が扱われているので、生徒の興味を喚起できます。Guess→Read→Listen→Speak and Write という流れで、目的を持って繰り返し本文に取り組むことで、内容理解が深まる構成になっています。QRコードで、自宅でも音読やリスニング練習に取り組むことができます。44 番「論理・表現Ⅰ」桐原書店は Small Talk から始まり、リスニング、スピーキング、ライティング、文法事項、そして論理的に考えるという展開になっており、実社会において必要なコミュニケーションを英語で行うために、4 技能 5 領域を効果的に学習できるように構成されています。Can-do も提示され、授業のゴールが分かりやすくなっており、目的意識を持って取り組むことができます。

14 ページを御覧ください。56 番「ネットワーク活用」実教出版は、例題が豊富で高度な内容や実習について丁寧な解説が施してあり、理解しやすくなっています。ネットワークを用いたビジネスについて実習を通して学べます。例題ごとに画面図を用いた解説が詳しく、理解しやすい工夫がされています。57 番「ネットワーク管理」実教出版は、情報通信ネットワークを活用してビジネス活動を行う上で、その役割の重要性について企業活動の事例を基に具体的に解説しています。情報セキュリティの管理に必要な知識を基に、起こり得るリスクに対して予防及び問題発生時の適切な対策について設計・構築・運用にわたる解説があり分かりやすくなっています。58 番「ビジネスコミュニケーション」実教出版は、本文の記述を補足するイラストや図解があり、学習内容をイメージしやすくなっています。会話例が豊富で、ロールプレイングの例が適宜入っています。59 番「ビジネス法規」実教出版はイラスト入りで事例が展開され、法律の理解がしやすくなっています。生徒がつまずきやすい箇所に「アドバイス」があり、難解な専門用語がある箇所には丁寧な「語句説明」が設けられています。学習の確認には「確かめてみよう」、発展的学習には「考えてみよう」と二つの形式問題が構成されており、使いやすくなっています。法律関係を、矢印などを用いて図式化しているので、複雑な関係を把握しやすくなっています。60 番「観光とビジネス」実教出版は、ビジネス基礎やマーケティングとの連携にも配慮した記述となっており、学びやすくなっています。本文と事例・コラム・図解などの組合せにより、理論から実務まで幅広く対応でき、観光ビジネスを展開する能力の育成に適しています。地域の活性化や観光まちづくりに必要な項目が体系的にまとめられており、授業の展開がしやすくなっています。事例やコラムに加え、観光ビジネスに取り組む人へのインタビューを設けるなど、学習意欲を促す工夫がされています。62 番「商品開発と流通」実教出版は、商品開発から流通の過程を念頭に各章が構成されており、授業が適切に展開できます。また、ページ単位で文章と図・写真・事例などとの組合せになっており、生徒が興味を持って学習できるようになっています。巻頭・巻末にも写真や資料が豊富に掲載されています。

以上のことから、令和 6 年度、全日制で新たに使用を予定しております 19 冊の採択を希望するものです。

続いて、16 ページから定時制の課程となります。令和 6 年度、定時制で新たに使用を予定しております 8 冊について、説明をさせていただきます。

16 ページの 2 番「国語表現」大修館は、表記、係り受け、敬語、接続詞などについての問題が豊富で、日本語表現についての細やかな指導を助ける内容となっています。問題のパターンも充実しており、生徒が飽きずに取り組める工夫がなされています。また、自己PRや小論文など、生徒の進路学習にも合わせて授業を進めることができるようになっています。8 番「倫理」第一学習社は、主体的な学びを実践する中で、リード文や小見出しごとに問いが設定されており、見通しをもった学習ができます。また、本文からの学びだけではなく、特集ページや原典資料、図解、イラスト等も豊富に掲載されており、生徒の学習意欲増大につながります。10 番「数学A」数研出版は、図や絵を配置し、現象や理論が直感的に捉えやすくなっています。コラムでは、実生活での数学の活用が感じられる題材が取り上げられています。分かりやすい文章であり、既習内容の復習をしながら基本的なことを地道に学ぶことができます。

17 ページを御覧ください。16 番「英語コミュニケーション I」数研出版は、見開きに、聞く、話す活動が用意されており、4 技能 5 領域が無理なく学べる構成になっています。中でも「話す」活動では、「話したくなる」題材を扱い、活動の目的が達成できるように 4 つのステップで構成する工夫がされています。また、自分の活動を評価するチェック項目があるのも良い点です。17 番「論理・表現 I」数研出版は、既習の文法・表現を使って無理なくアウトプット活動ができる構成になっています。また、「話す」「発表する」「書く」の 3 領域をバランスよく学習でき、図やイラスト、写真によって、文章の内容を分かりやすくする工夫がされています。見開きで、モデルダイアログや key Expressions の確認から表現活動までをスムーズに行うことができるので、見通しが立ち、扱いやすくなっています。19 番「ビジネスコミュニケーション」実教出版は、服装・応対・ビジネスなど、様々な場面におけるマナーを段階に分けて紹介しています。挨拶の仕方やお辞儀の角度等、イラストが用いられており、式典における会話例も、受付から式典終了までの客と各係の作法が、ロールプレイング形式で分かりやすく紹介されています。22 番「ソフトウェア活用」実教出版は、企業活動における現状から、ソフトウェアの活用が段階的に分かりやすいイラストを交えて紹介されています。また、ソフトウェアの進化による日常生活への影響についても、様々な分野を例に挙げ、効果的なイラストとともに解説されています。

18 ページを御覧ください。7 番「原価計算」実教出版は、基本的な事項や費目別の計算や記帳、更に経営管理のための原価情報の活用など、段階的に分かりやすく説明されています。また、経営活動自体を活性化させ、企業の効率化を目的とする経営管理のための原価情報の活用について丁寧に説明がされています。

以上が、令和 6 年度、定時制で新たに使用を予定しております 7 冊の採択を希望するものです。家庭科を除きますと、令和 6 年度使用を予定している全日制、定時制ともに教科書採択につきまして、御審議をお願いいたします。

松下教育長

進め方ですが、今説明をした中でも全体的なことで御質問がありましたら先に言っていただいて、あと用意しておりますので御覧いただき、その後、御審議をいただくという形にさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

それでは、全体的な御質問がありましたらお願いします。

教育政策課長

資料の 16 ページについて、私の手元の資料では 2 番「国語表現」の変更の欄に記載がありませんが、これは何らかの※印か○印が入っているものですか。

学校教育課指導主事

16 ページの 2 番「国語表現」は、3 年生から使用する教科書になります。令和 6 年度から新課程になるということで新課程用の教科書を使うようになりますが、旧課程についても同じ会社とタイトルの教科書を使っており、内容のみが変わりますので新規という扱いをしておりましたが、訂正をし、印なしということにさせていただいております。印なしが正しい表記です。後ろの方は、訂正はございません。

教育政策課長

それでは、お配りしております資料は印なし、それから「7 冊」が正しいということでしょうか。

学校教育課指導主事

はい。

西森委員

先ほどの話と同じになりますが、3年生が新学習指導要領で、初めて迎える3年生ということになります。資料を見ていて、確か昨年の議論でも、2年生は全部新規扱いになっていたと思います。ですので、3年生は全部新規にならざるを得ないのではないかと考えていましたが、変更欄に印がないのは、タイトルも何も変わりがなかったので新規にはしなかったということですね。中身は変えてありますか。

学校教育課指導主事

はい。中身については、新課程に対応するというので、新課程で目標なり、それに対応した教科書ということになります。

西森委員

そうなる資料の作り方と思いますが、形式でいうと3年生の分というのは、これまで存在しなかった新しい教科書のはずなので、本来全てが新規だと思っています。それから2年生について、「教科書自体を変更しようとするもの」というのは、出版社を変更するという理解でよろしいでしょうか。

学校教育課指導主事

はい。

西森委員

△印の「同一の教科書であるが、その改訂版に変更しようとするもの」というのは、出版社は変わらないけれども中身が変わったので、改訂版と他社の分を比較して検討するのでしょうか、一応今までどおり同じ出版社で良いという判断をしたということですね。今課長からもお話がございましたが、私も3年生は全部新規とあるのが正しいような気がします。

松下教育長

この2番の「国語表現」についても一度確認をします。「国語表現」という教科書が今も使われており、令和5年の3年生が使っています。令和5年度に使っている「国語表現」は旧教育課程であって、今採択しようとしている令和6年度の教科書は、新教育課程ということになります。名前は同じですが中身が違うということになります。ですから、※印でも○印でも△印でもないもう一つの記号にするのか、または西森委員さんが先ほどおっしゃったように、3年生の教科書は新教育課程なので、新教育課程ですという整理にするのかということになります。

西森委員

兄弟姉妹がいても、その教科書をおさがりとして使えないということですよ。

松下教育長

教育課程が違うのに、名前が一緒だから変更なしとして残すことは引っかけられます。

学校教育課指導主事

御指摘いただきましたように、中身は新教育課程に対応したもので変更になっていますので、新規扱いというのが妥当と考えます。

松下教育長

事務局の方から再提案がありました。

ナンバー2、「国語表現」50大修館の教科書につきましては、※印を入れるということですね。

学校教育課指導主事

はい。ただ、2番に限らず3学年の教科書については新教育課程になりますので、全て※印が入るとということになります。

松下教育長

それ以外にも入っていないということですか。

学校教育課指導主事

はい。

西森委員

分かりやすいものでいうと、26番が「3年特進の選択」や27番の「3年情報の選択」、34番も3年生の選択があります。今まで存在しなかった新課程の教科書ということだと思いますので、タイトルが一緒でも別物ですよ。

松下教育長

はい。教育課程が違うので当然中身も違うわけで、違うものを採択するということになると思います。そうすると、この新しい※印じゃなくて、何か違う記号を付けた方が正しいですか。例えば2番に黒丸などです。

西森委員

去年は全部新規としていますね。26番と34番、それから61番も間違いなく3年生だけの教科書という印象ですね。恐らく黒丸は、今後は存在しませんよね。

松下教育長

はい。今年だけのことなので。去年は2年生が全部でしたので新規という言い方でしたが、今年は3年生ということもあり、去年の新規と今年の新規を分けて作った表になっているということです。そうすると、3年生の教科書は、名前は一緒ですが中身の教育課程が違うということに対応していなかったわけですので、今から黒丸を付けたものを再々提案してもらった方がいいのか、それとも新規としたほうが正しいのか、事務局で判断をお願いします。

松下教育長

それでは、「家庭科以外の教科分野」に係る教科書の採択については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。

続きまして、家庭科分野の教科書採択に関する審議を行います。森田委員は御退席いただきますようお願いします。

————— 【森田委員退室】 —————

松下教育長

それでは、事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

続きまして、家庭科の教科書採択について御説明させていただきます。19ページを御覧ください。

全日制、定時制ともに変更はなく、本年度と同じ教科書となっております。選定理由を御確認ください。以上、御審議をお願いいたします。

松下教育長

19ページの家庭科、全日制が2冊、定時制が1冊で、これについて変更なしという提案ということですね。

学校教育課長

はい。

松下教育長

分かりました。

この件について、質疑等はありませんか。

ほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。家庭科の教科書採択については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。市教委第 32 号は、原案のとおり決しました。それでは、これ以後の議案審議につきまして森田委員にお戻りいただきます。

————— 【森田委員入室】 —————

松下教育長

日程第 3 市教委第 33 号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

市教委第 33 号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」御説明いたします。

趣旨といたしましては、高知県教育委員会の令和 6 年 4 月 1 日付け高知県公立学校教職員人事異動方針を受け、その内容を参考に、高知市の実態に応じて高知市立学校教職員人事異動内申方針を決定するものです。

資料 1 を御覧ください。資料 1 は、本日御提案いたします「令和 6 年 4 月 1 日付け高知市立学校教職員人事異動内申方針（案）」でございます。本案につきましては、本年度のものから 2 点の変更を行いました。その箇所は一重下線で示しております。なお、この変更に係る説明は、資料 2 と資料 3 を基に行います。資料 2 は「本市の人事異動内申方針の新旧対照表」となっており、資料 3 は「県の人事異動方針の新旧対照表」となっております。どちらも右側に令和 5 年度、左側が令和 6 年度のものとなっております。

まずはじめに資料 3 を御覧いただきながら、県の人事異動方針における変更点について説明させていただきます。県の人事異動方針については、大きな変更として、全体構成が「基本方針」「人事配置について」「人事交流について」の 3 項目に整理されました。これは、毎年、従来の内容に追記等を行う形で改訂してきた結果、全体量が多くなったため整理を行ったとのことです。なお、3 項目に整理するに当たり、例えば、令和 5 年度の冒頭にある「高知県教育振興基本計画」に係る内容について、今後改訂の度に表記を修正する必要が生じることや、この計画について別の項で触れられていることから削除するなどボリュームダウンされていますが、令和 5 年度の内容の大部分は令和 6 年度の方にもそのまま残っております。その他の変更点といたしましては 4 点ございます。まず、1 点目といたしまして、「人事配置について」の「1」の項目にある、管理職に係る内容が変更されました。これは、右半分、令和 5 年度の「4」において、管理職に係る内容が箇条書きにされていましたが、この内容は高知県教育委員会が実施する校長と教頭の任用候補者選考審査における取扱要項に、「管理職に求める資質・能力」として全く同じ内容が示されていることから、一部を除き内容を削除して再構成されています。2 点目として、「人事配置について」の「3」の項目に、新規採用教職員の配置について「本人の経歴や適性等を踏まえ」と追記されています。これは昨今、若年教職員に見られる休職や退職の現状を踏まえ、それらを減らすために、講師の経験、県外出身、審査時の様子等を加味しながら柔軟な配置に努めることについて追記したとのこと。3 点目として、「人事配置について」の「6」の項目に、障害のある教職員の異動に当たって考慮する内容が追記されています。これは県としてこれまでも障害者雇用の促進を図り、配置に当たって通勤や業務内容等に十分な配慮をしてきており、それを改めて明文化して市町村教育委員会にも更に理解を求めたいという趣旨で追記したとのこと。最後に 4 点目として、「人事交流について」の「1」の項目に、「小・中学校における連携促進や小学校高学年における専科指導の充実の観点から、小・中学校間の異動を積極的に推進する」と変更されております。これは県として、これまでの小・中学校の校種間交流により小学校の教科担任制の実施に広がりが見られており、今後

も義務教育9年間を通した教科指導の充実を図るために変更したものとことです。また、「積極的に」という文言は、教員数の現状や専門性をいかした質の高い授業づくりに向けて、今後も中学校教員の小学校への配置が考えられるため、そのように表記したとことです。

以上、県の人事異動方針につきましては、全体構成の変更及び4つの項目の変更が行われております。

ではここからは、市の内申方針の変更等につきまして、資料2及び資料3の両方を見ていただきながら説明いたします。変更点は2点ございます。1点目は資料2の市の内申方針で、「1 基本方針」について、令和5年度には「教職員それぞれの適性をいかし」としておりましたが、令和6年度は「能力」の文言を追記いたしました。これは県の人事異動方針で文言の変更はありませんが、本市の状況等を踏まえて変更したものです。資料3に戻りますが、県の異動方針では令和5年度と令和6年度の冒頭のいずれにも、「教職員一人一人の適性や能力をいかす」との表記がございます。一方、これまで本市は、「適性」の文言しか表記しておりませんでした。近年、若年教職員の割合が増加する中で、適応力や成長する可能性等を示す「適性」だけでなく、働く中で育成された教科指導力や生徒指導力など、個々の教職員の「能力」を効果的に発揮できることが本市教育の向上のためより重要になってきていると考え、「能力」の文言を追記することといたしました。続いて2点目は、県の異動方針の変更を受けて資料2市の内申方針の「2 具体的要領」(3)に示す管理職に係る内容について、本市の実態や本市教育の推進で大切にしたいことを踏まえて追記や削除等を行うなどの変更をしたものです。先ほども御説明いたしました、資料3県の異動方針では、管理職に関する項目について、令和5年度の「4」の内容を再構成し、令和6年度の「人事配置について」の「1」にありますように、「教職員の意欲を引き出し、組織的かつ計画的に人材を育成することや教職員の業務負担の軽減、ハラスメントの防止、ワークライフバランスの推進等に積極的に取り組み、風通しの良い働きがいのある職場をつくることのできる」という表記に変更されております。これは令和5年度まで箇条書きにされていた内容を、管理職任用候補者選考審査取扱要項との重複を避けるため削除する一方、大量退職に伴う若年教職員の増加により学校教育目標の実現には人材育成が重要となること、また、昨今のハラスメント事案を受け、ハラスメントの無い働きがいのある職場環境の構築が喫緊の課題であることから変更されたものです。

この県の変更を受け本市としましては、まず、令和5年度にあった「新たな課題や、地域との連携・協働に取り組む意欲を有する」との表記について削除いたしました。「新たな課題」に取り組む意欲は、社会全体や教育環境などが様々に変化の中で、管理職として持っているべきものであり、また、「地域との連携・協働」に取り組む意欲は「1 基本方針」の「地域と共に歩む特色ある学校づくりの推進」に含むものと整理し、削除することとしました。また、令和5年度にあった「勤務時間を意識しながら教育の質の向上を目指すとともに、教職員の負担軽減と健康増進に向け」との表記については、これらがそもそも働き方改革で目指すものであることから、「働き方改革」に含むものと整理し、削除することとしました。あわせて、令和5年度にあった「子育て等に関する職場環境づくり」という表記については、育児休業や介護休暇などの取得がしやすい職場を目指すことを示しており、このことは資料3県の異動方針において今回追記された「ワークライフバランスの推進」に当たるものとも考えますが、資料2市の内申方針においては「働き方改革」に含むものと整理し、「子育て等に関する」との文言を削除することとしました。さらに、資料3県の異動方針では、「人事配置について」の「1」の項目中に、「風通しの良い働きがいのある職場をつくることのできる」という表記がございます。本市としましても、本県の新規採用教員数の減少、全国的な病気休職者数の増加等の現状などから、教職員が意欲を持ち働き続けたいと感じられる職場づくりや、互いに思いや考えを通い合わせることでできる職場づくりは重要だと考えております。そのため本市におきましても、令和5年度にあった「職場環境づくりに積極的に取り組む姿勢」との表現を残した上で、より具体的にイメージできる表現を用いて、内申方針に「教職員の意欲を引き出すなど職場環境づくりに積極的に取り組む姿勢を有する」との表記に変更することといたしま

した。なお、資料3県の異動方針で、「人事配置について」の「1」の項目中に追記された「ハラスメントの防止」との表記につきましては、本市としましてもハラスメントなどの不祥事は当然あってはならないと捉えておりますが、これらの内容は「服務管理の徹底及び非違行為の根絶」に含まれるものであるため、表記は変更しないこととしました。

最後になりますが、ここからは県の異動方針では追記等、変更されているものの、本市の内申方針において変更しないこととした内容について説明いたします。

まず、県の異動方針における新規採用教職員に係る変更についてです。新規採用教職員については、県教育委員会が審査、採用、配置を行うものであり、また、本市の内申方針では新規採用教職員に係る項目をこれまでも設けていないことから、追記は行わないこととしました。

続いて、県の異動方針における小・中学校の校種間交流に係る変更についてです。本市につきまして、小中連携の促進や小学校の専科指導の充実に関しまして、資料2市の内申方針の「2 具体的要領」(1)の、学力や体力の向上等における本市の教育効果を高めることに含むものと捉えており、変更しないこととしました。

また、県の異動方針における、障害のある教職員の異動に当たって考慮する内容の追記についてです。本市としましてこの内容は、資料2市の内申方針の「1 基本方針」にございます「適材・適所の配置を図る」ことに含むものと捉えております。内申を行うに当たって、障害に係る考慮はこれまでも行ってきておりますので、追記しないこととしました。

以上で説明を終了します。御審議よろしくお願いいたします。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

資料2について、二つ思うことがございます。まず一つ目が、2(2)の中に「男女比」という言葉があります。県の方にはもうないみたいです。昨今の実勢に合わせて考えると、「男女」という言葉をどれぐらい使っていくのか、非常に難しいところだと思っています。それから、「男女比」とはどういう意味かを考えると、例えば、委員の比率で女性の割合を上げていこうということは今でもやっていますし、学校現場では小学校が女性の先生が多く、中学校は男性の先生ばかりになったということがありますので、そこは意識していくべきでしょうけれど、そこまで前面に押し出すべきことなのかというのは少し思います。そのうち何かで槍玉に挙げられたときに、なぜあえてこの「男女比」という言葉を残したのかということについて、かなり積極的な説明ができるようにしておかないと、漫然と「男女比」という言葉を置いていたのではないかと思われても仕方がないのかなと思います。幸い、「教科の配置・年齢等」という言葉があって、この「等」にはあらゆることが含まれると思いますので、それでもいいのかと思ったりもします。ちなみに小学校とかでは、クラスで学年ごとにここは女の子がすごく多いとか、ここは男の子がすごく多いとか、1クラスの学校はそういうこともよく起きるみたいで、それはやはり先生方が非常に工夫して教員を配置されていますよね。ですのでそういう意味での「男女比」というのはなくはないと思いますが、ここで出てくるのはやや唐突な印象があるというのが1点でございます。

それから、もう1点は、先ほど御説明いただいた、ワークライフバランスについてです。もっと言うと、今まではあった「子育て等に関する」という言葉を、あえて「働き方改革」という言葉に含まれるからという理由で法的に削除したが、県の方にはワークライフバランスという言葉は残っているということでした。これを削ってしまっても良いのかというところだと思います。教員の男性の育休取得率が今どれくらいかと言うと、頑張っているけどまだそこまでではないというような状況だったと思います。明らかに、男性が取得しにくいという現象があるとしか考えられない状況の中で、恐らく介護とかもそうですが、「なんで君が取得するのか。奥さんがいるでしょう。」と言う人は今でもいると思います。その状況の中で、働き方改革に含まれるものとして、みんな分かりきっているから削っていいかというところには、私は疑問がないではありません。ですから、あえて

「子育て等に関する」という言葉を残すか、あるいはせめて「ワークライフバランス」という言葉でブラッシュアップして入れたほうがいいのではないかと思います。

2点と申しましたが、「危機管理能力」や「非違行為の根絶」という言葉を残していただいたのが大変良かったと思います。

松下教育長

ありがとうございます。

ほかに御意見がありましたらお願いします。

森田委員

先ほどの西森委員の御意見を聞いて、検討がもし可能であれば、性別は多様なので、性別と書いてもいいかもしれませんが、「性の多様性」や「多様性に配慮する」という言い方もできるかもしれませんが。県にないのであれば、あえて言わないことにしましたということもあるかもしれませんが、男女というよりは、性別、セクシャリティーとか、性の多様性とかいろいろ言い方はあるのではないかとはい思います。

それからもう一つは、私も西森委員の意見に賛成です。高知県の教育委員会が、初めてここでハラスメントやワークライフバランスの推進に取り組むという話をされています。私も今、学校でハラスメントに関わる仕事をさせていただいていますが、短時間である程度詰め込んで17時まで働け働けというような状況で、「残業したと言うな」という働き方改革みたいなものもある一方で、旧では、健康や子育てを具体的に書いていました。こうしてくださいということではないですが、例えば「ワークライフバランスなどを含む働き方改革に」とか、ハラスメントの撲滅ではないですけどそういうのも入れた「服務管理の徹底に努める」というような、もしこの県のトレンドに乗っていくのであれば、その言葉は今、若い人たちが「ハラスメント嫌だね」とか「許せないよ」と言っているので、入れてみるのもいいと思いました。

谷委員

男女比のことを先ほど言われていましたが、確かに、今、男女比という言葉は言わなくなっています。ですが、学校現場で偏るとなかなか教育が難しいというのは実際にあります。そこところは考えなければいけない場合もありますが、ここで「男女比」を除いたとしても、学校の教育の中でどちらかばかりに偏るといことは現実にはないと思います。ですから、「男女比」という言葉はなくてもいいのではないかと思います。それよりも何かを入れるとするなら、得意分野であるとか、教科のことだけではなく、先生の持ち味のようなものとか、そういうことと思います。年齢はもちろん入れるといいと思います。

松下教育長

「男女比」という言葉をわざわざ残すのかということですよ。言葉を変えたとすれば、ジェンダーバランスなどというような話になっていくと思います。教育世界では男女比というのはとても大きな話になります。男の先生と女の先生の比率、男の先生が一人減った、女の先生が一人減ったという話になっていくわけなので。内申をするときには当然配慮するのだけれども、わざわざここに「男女比」という言葉をおくのかという部分については、「年齢等」に含まれるということによってよろしいでしょうか。「男女比」という言葉を除くだけでいいですか。それとも、先ほど言われた何か違う言葉を入れますか。

谷委員

もし相応しい言葉があれば、違う言葉を入れるのがいいと思います。先生の得意分野という言葉が相応しいかどうかは分かりませんが、それぞれ持っているものがあります。子供に対しても。ですから教科だけではないということが重要になりますが、今そういう適切な言葉が見つかりません。「教科の配置・年齢等」の「等」に含まれていますし、「男女比」という言葉を除くだけでいいのではないのでしょうか。

松下教育長

よろしいですか。それでは、「男女比」を省くということでやっていきたいと思います。

もう一つが、最初に案をもらった時のこの「ワークライフバランス」について、主語は「自分がワークライフバランスを考える」となるのではないかと思いました。「ワークライフバランスの推進等に」という書き方だと良いと思いますが、ワークライフバランスだけだと少し書き方を考えるべきかと思いました。このワークライフバランスという言葉を使うか、それとも今回カットしている「子育て等に関する」という言葉をあえて残すか。「ワークライフバランス」だと子育てや介護、それから趣味というような、自分の生き方になるわけです。「子育て等」だと、その「等」の中には介護も入ることになります。

谷委員

このことについて、昨年も話したのを思い出しました。その時は、介護と子育てが両方入っていた気がします。「子育て等」が良いのではないかという話になって、でも介護もこれから大事だと私が言ったと思います。「子育て等」の「等」に入っているということで、これは入れたい気もします。全国的に育休を男性がどれだけ取るかということですが、例えば学校教育課ではどれくらい把握していますか。

学校教育課長

増えてはきていると思います。

谷委員

増えてはきている。今そのことについてすごく言われています。せっかく令和5年度にあるので、ここに上手く入れることができますか。

松下教育長

「教職員の意欲を引き出すなど」を除けて、元へ戻して「子育て等に関する職場環境づくりに積極的に取り組む」ということになりますね。

谷委員

この「教職員の意欲を引き出す」は、県が書いているから市も書いたということですか。

松下教育長

そうです。

谷委員

急にこの「教職員の意欲を引き出す」が、どうして出てきたのかと思いました。確かに、意欲を引き出すのはすごく大事だとは思いますが。

松下教育長

どうでしょう。元へ戻すという形でいいですか。「子育て等」というのは介護も入っている。

西森委員

「教職員の意欲を引き出す」というのは大事な項目ですよ。ハラスメントなども全部解決されているからこそ意欲を引き出せるという意味では、すごく良い目標だと思いますので、削るのは忍びないと思います。「ワークライフバランス」も入れたいですし、先ほど、森田先生が言われたのは、「ワークライフバランスを含む働き方改革」ということでしたよね。

森田委員

そうですね。

松下教育長

「併せて、」の後の何も書いてないところに、「ワークライフバランスを含む」を入れて「働き方改革に積極的に取り組む姿勢、」とすると、「併せて、ワークライフバランスを含む働き方改革に積極的に取り組む姿勢、サービス管理の徹底及び非違行為の根絶に向けた指導ができる能力、」となって、先ほどの話で言うと、子育てはワークライフバランスに含まれているので要りませんね。

谷委員

ワークライフバランスという言葉が入るのであれば要りませんね。

松下教育長

はい。「教職員の意欲を引き出すなど」を残すかどうかですね。

松下教育長

先ほど、森田委員が「非違行為もハラスメントを含む」と言われていて、それも取り出してきちんとやることも大事かなと思う反面、「含む」が重なると結構文章が長くなりますので、できればワークライフバランスは文言出していただいて、ハラスメントは場合によっては我慢するということかと思っています。

森田委員

そうですね。「ワークライフバランスを含まない働き方改革」というのもあります。

松下教育長

短時間でも時間を削るということですね。

森田委員

休まないといけないときはちゃんと休むということが必要です。ただ、休むことで仕事を溜め込むことができないですね。

西森委員

ハラスメントは非違行為ということで、はっきりと標準的に出ているものなので、ワークライフバランスを含まない働き方改革もあり得るだろうと思って見てもらった方がいいですね。

松下教育長

はい。それでは、「ワークライフバランスを含む働き方改革に積極的に取り組む姿勢、サービス管理の徹底及び非違行為の根絶に向けた指導ができる能力、教職員の意欲を引き出すなど職場環境づくりに積極的に取り組む姿勢を有する人材を内申する。」となります。よろしいでしょうか。これが、西森委員に言っていた二つ目でした。

三つ目は、高知市が「サービス管理の徹底及び非違行為」をちゃんと残すということに、知性を感じていただいたということで御意見をいただきました。

ほかに、気になるところがありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それではほかに御意見もないようですので質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 33 号「高知市立学校教職員人事異動内申方針について」は、原案から 2 点の変更点をもって、決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第 33 号は、2 点の変更点をもって決することといたします。

日程第 4 市教委第 34 号「持続可能なスポーツ・文化芸術活動に向けた部活動の環境整備検討委員会委員の委嘱等について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

学校教育課長

検討委員会の委員としまして、15 名の方を承認いたしました。今年度立ち上げの会ですので、新規の方となります。まず 1 番から 4 番までの永原委員、岡林委員、大崎委員、間城委員は校長会からの選出でございます。また、1 番の永原委員は、高知市中学校体育連盟の会長、岡林委員は、高知市立学校文化活動支援委員会の会長という肩書をお持ちです。5 番、6 番の大崎委員、間城委員は、それぞれが中学校の教頭ということで教頭会からの選任となっております。また、運動部活動、文化活動にそれぞれこれまでの経歴がございまして、見識のある方となっております。7 番の成岡委員につきましては教員籍からの選任ということで、また、高知市の教育研究会におけます

特別活動部会、生徒会交流会等を主催しております事務局の方となっております。8番 澤田委員、9番 藤原委員につきましては高知市の所管課、運動、文化の所管課の選出となります。10番 豊永委員につきましては、高知県の保健体育課の選出となります。11番 矢野委員につきましては高知大学有識者の選出、12番 斉木委員につきましてはPTA連合会の保護者代表、13番 中山委員につきましては吹奏楽連盟、地域団体となりますが、高知学園短期大学の教授ということでもございます。14番 島崎委員につきましては、地域団体、高知市体育会の常務理事の選出となります。15番 前田委員につきましては、高知県スポーツコミッション、地域団体からの選出となりますが、あわせまして、高知工科大学の講師ということもございます。

説明については以上でございます。

松下教育長

はい。新しい検討委員会の委員についてです。この件に関して、質疑等はありませんか。

森田委員

「スポーツ・文化芸術活動」について確認させてください。芸術で言うと、特に詳しい方は2番の先生になりますか。タイトルの芸術というのは本当に文化芸術なのか、アートという意味なのかということと、アートであるとすれば、アートに詳しい方はどの方になりますか。

学校教育課長

文化芸術は、アートという意味では文化部活動というくくりでの表現でございまして、関係する方としましては、2番の岡林委員、6番の市川委員、9番の藤原委員、13番の中山委員などが特にそういった見識のある方ではないかと思っております。

森田委員

6番と9番の先生は、芸術文化系の方ということですか。

学校教育課長

6番の市川委員につきましては、吹奏楽の顧問を何年かしてこられた経験がございます。

森田委員

ありがとうございます。

松下教育長

いわゆる運動部と文化部の今後の在り方について、運動部活動のことを随分先行して言われていましたが、同じように文化部のことについても、今後の在り方について検討するという観点から、文化部のことについて詳しい方ということによってこのようになっています。

谷委員

今説明にありましたが、これについては運動部と文化部と両方を同時に進めていくということになっているので、今こうやって見てみましたら、大体バランスが取れているような感じなので、それぞれの立場で協議していただくということが大事だと思います。その中でも文化部で1番重視するのは吹奏楽になります。他の部活もちろん大事ですが、吹奏楽が入っていることが必要で、そういう意味では気になっている人が委員に入っているのが良いと思います。

それから保護者はPTA連合会で入っていますが、地域を考えたときに14番の島崎委員は、青少協とかいろんな地域団体に関わってきている人ですが、そういう地域の視点から見る事ができるという感じですか。

松下教育長

14番と15番の委員の方で、地域移行に関わることでの御意見をいただけるということですね。

学校教育課長

おっしゃるとおりでございます。

谷委員

11番の方は何に詳しい方ですか。

学校教育課長

高知大学で運動部活動等の取組について、次年度から恐らく、大学院でそういった研究をされる方面の立ち上げをされています。

谷委員

部活動と地域移行について、両方の立場から研究されているということですね。それはすごく大事なことですね。この方も是非入っていただけたらと思います。分かりました。

野並委員

「持続可能な」という形容詞について、これは持続的に確保するためという意味になりますか。それとも今時のサステナブルの活動をするための、活動をしながら並行して、あるいはその中でもちろんジェンダーの話などいろんなものがありますが、そういうので配慮していくというそちらの意味になりますか。

学校教育課長

学校部活動が、例えば部員数の減少に伴い、学級数、更に教員の配置が減り、なかなか指導者の確保が難しいというところから、地域との連携については、やはりそういった継続してできるような取組が必要だということで、「持続可能な」という表現で進めさせていただいております。

松下教育長

子供たちがスポーツや文化的な活動をこれからも持続することができる。それは今まで学校の中の部活動で全部賄ってきたけれど、それを外へ移行するのか、又は学校とどういう連携をとるのか。タイトルの言葉としては分かったようで分からない部分がありますが、どちらかということ子供たちの目線から見て、スポーツを続けること、文化的な活動持続可能などというような言い方を国はしていると思いますが、どうでしょうか。

野並委員

ありがとうございました。

松下教育長

今、喫緊の課題で、動き始めるということになりますので、また御報告もさせていただきたいと思えます。

それでは、ほかに御意見もないようですので、質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 34 号「持続可能なスポーツ・文化芸術活動に向けた部活動の環境整備検討委員会委員の委嘱等について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第 34 号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。

「高知商業高等学校長寿命化改修事業について」、事務局からの説明をお願いします。

商業高等学校事務長

「高知商業高等学校長寿命化改修事業について」と書いております資料を御覧ください。資料の順に沿って説明をさせていただきます。

まず、「1 背景・概要」ですが、高知商業高等学校の施設は、主な建物の耐震化は完了していますが、建設後約 50 年が経過し、建築設備を含め老朽化が著しい状態です。都度都度、不具合箇所の修繕はしてまいりましたが、施設全体が更新時期を迎えております。施設更新の整備手法の決定に当たりましては、「高知市公共施設マネジメント基本方針」等に基づき、まずは全面的な改築、建て替えではなく、長寿命化改修を施すことで公共施設マネジメントで設定する目標耐用年数以上の使用が可能となる建物がないかを、長寿命化実施計画策定委託業務で検討いたしました。長寿命

化改修を行う前提として、躯体コンクリートの中性化の状況や圧縮強度の試験など、施設の劣化度調査を行いました。

1 ページ目中ほどの表を御覧ください。調査の結果、北舎、南舎、昇降所棟、渡り廊下、体育館、武道館、図書館・食堂、トレーニング棟は長寿命化可能と判定しました。一方で、合宿所、雨天練習場は劣化が進んでいること、改築した場合と長寿命化改修を行った場合のライフサイクルコストを比較した結果、改築の方が経済的に有利であることなどから長寿命化不可と判定しました。また、情報処理棟は劣化が経年以上に進行していることに加えまして、規模適正化の観点から北舎の長寿命化改修に合わせて北舎内で機能回復を図ることとし、合築といたしました。表にはありませんが、その他の小規模な附属建物等は経年劣化が著しいため、目標耐用年数をもって改築すると判定をしております。

次に、「2 課題及び論点」ですが、1 ページ下のグラフと表を御覧ください。これは、今後 40 年間で 10 年ごとに第 1 期から第 4 期までに分け、改修に係る経費の概算をまとめたものになります。第 1 期から第 4 期の各期の左側の棒グラフが 10 年ごとに必要となる概算金額、右側の棒グラフが累計金額を表しています。長寿命化改修及び改築工事に部位修繕費等を含めた今後 40 年間の施設整備費は、表右下の総計のとおり、概算で 112 億円を超えると試算しております。このうち老朽化の解消等により、今後 30 年間使用するための整備費は第 3 期までの約 43 億円、長寿命化耐用年数到達後の改築費用が中心となる第 4 期の整備費は、約 69 億円となっております。また、事業開始からの最初の 10 年間には、31 億円を超える整備費が必要であると見込んでおります。

次のページへお進みください。この長寿命化には多額の費用が必要ですが、高等学校は義務教育施設ではありませんので国庫負担の対象とはならず、施設整備に係る交付金の対象事業も実験実習施設の整備に限定されております。そのため、公共施設適正管理推進事業債や緊急防災・減災事業債等の地方債の活用が唯一の財源となりますことから、事業費に対する財源確保が課題であると考えております。そして、今回の劣化度調査で改めて報告されました、北舎の屋上防水層の破損や体育館の屋根の老朽化・外壁クラックによる雨漏りなどは、学校活動に支障が生じることに加え、躯体の劣化を早め、長寿命化可能という判定にも影響を及ぼす可能性もあることから、一刻も早く対応しなければならない課題であると考えております。また、今すぐに危険という状態ではありませんが、北舎・南舎の 2 階以上のコンクリート庇のひび割れ、鉄骨構造体の腐食など、生徒等の安全の確保に関わる部分の修繕対応も、同様に工事の優先順位の高いものとして、工事の第 1 期で対応したいと考えているところです。

また、今後 40 年間の長寿命化となりますと、今後の人口動態を踏まえた学校規模の検討も必要となりますが、高知県の高知商業高等学校再編振興計画や現在の高知商業高等学校への入学志願者の推移から、現時点での学校規模縮小の検討は不要と考えております。

2 ページ下の二つの表を御覧ください。これは高知県のホームページからの情報ですが、御覧のとおり、中学生の生徒数中太線で囲んでいる中学 3 年生がだんだんと減っているにも関わらず、高知商業高校の受検者数は減っていないことが確認いただけると思います。

3 ページにお進みください。「3 検討」ですが、高知商業高等学校の施設は生徒等の学習・生活の場でありますとともに、災害時には地域の避難所としての役割も担っております。また、「高知市南海トラフ地震対策業務継続計画」では、「災害対策本部の第三の代替拠点」として位置付けられ、加えまして、医療ボランティア AMDA の活動拠点としての協定も締結しているところでございます。そのため、日常はもとより災害時におきましても十分な安全性・機能性を有することが求められております。しかし、施設の現状といたしましては、耐震化工事によって耐震性は確保しているものの、建築当初には確保されていた安全性・機能性が、経年劣化等により十分ではなくなっている部位もございます。したがって、学校の設置者としては生徒・教職員や避難住民等の安全の確保のため、必要な予算を確保し、修理・修繕等を速やかに行う必要があります。このこと

は資料3として添付しております、民法第717条第1項をはじめとする法令の規定にも定められておるところです。

次の「4 今後の対応方針」といたしましては、工事が集中する当初10年間の工事基本計画を立て、長寿命化改修に着手したいと考えております。工事のうち、早急な対応が必要と考えております北舎の屋上防水層の破損や、体育館の屋根の老朽化・外壁クラックによる雨漏り、北舎・南舎の2階以上のコンクリート底のひび割れ、鉄骨構造体の腐食などの修繕につきましては、先に申し上げました地方債を事業費の一部に充当いたしまして、令和5年度補正予算対応を含め、令和8年度までには完了するよう進めたいと考えております。また、防災対策部とも協議し、指定避難所や災害対策本部の代替拠点、災害時の支援活動拠点などの災害時の役割を踏まえた整備をしたいと考えております。その他の学校施設全体につきましては、本市の財政状況を考慮しながら早くとも令和7年度からの事業着手といたしたいと考えております。

続く「5 事業効果・課題解決後の状況」につきましては、本事業の実施によりまして、生徒等の安全・安心な学習・生活環境の確保を図るとともに、災害発生時の避難所や災害対策本部の第3の代替拠点、医療ボランティアの活動拠点としての役割を果たすための十分な安全性と機能性を確保した施設となることを目指します。

また、長寿命化改修によりましてライフサイクルコストの削減をはじめ、トイレの洋式化、多目的トイレの設置、バリアフリー化など現在の社会要求にあった機能の拡充、LED照明、太陽光パネルなど環境負荷の低減、情報処理棟や倉庫の集約化など建物保有量の削減などを行うことで、「高知市公共施設マネジメント基本方針」で目標として掲げております、「管理の最適化」、「機能の最適化」、「総量の最適化」に資する取組を進めることができると考えております。

最後に、4ページ「6 今後のスケジュール」ですが、財務部、都市建設部と事業実施時期、財源、工事規模等の協議を継続しながら、第1期工事、事業着手から10年度間の工事基本計画を、令和6年度予算で策定したいと考えております。工事のうち、早急な修繕対応を必要としております北舎の屋上防水工事は本年度9月補正予算で、第2体育館屋根工事は設計委託を令和6年度当初予算で予算要求させていただきたいと考えておまして、10年間の工事基本計画とは別に準備を進めてまいりたいと考えております。また、この長寿命化につきましては、事業費の総額が10億円以上となりますことから、民間資金等の活用による整備等の手法、いわゆるPPP/PF手法の導入の検討が必要と定められておりますため、規程に沿った検討も行い、本市にとって最も有利な整備手法を採用したいと考えております。なお、商業高校の校内図と劣化した学校施設の写真、また、関係法令の抜粋と南海トラフ地震対策業務継続計画等の写しを、御参考までに添付資料として添えております。

説明は以上です。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

現実的かどうか分かりませんが、この問題について、OB会や同窓会などそういうところとは共有されていますか。

商業高等学校事務長

この長寿命化実施計画自体は、昨年度予算の令和4年度に作りました。ここでは長寿命化ができるかできないかということが関係をしておりまして、具体的にどういうふうに工事をしていくかというところまでは話を進めておりません。これから先に、PTAの皆さんにも御協力をお願いしなくてはならないと思いますので、周知を図っていく形になります。

西森委員

ありがとうございます。昨今みんな苦しいところなので現実的かどうか分かりませんが、やはり100年を超える伝統があって、いっぱい成功されている方もいらっしゃる中で、何とかその力に

おすがりできないかということは、これから現実的に考えていけない時代とっています。また上手く共有していただければと思います。よろしくお願いいたします。

松下教育長

ありがとうございます。

西森委員

設計士の人たちからすれば、例えば学校教育の現場でいうとこれが優先ということがあると思いますが、やはり毎日のことなので、トイレのことはとても気になります。今の子供たちが、綺麗なトイレがある学校がいいとなるのは仕方ないと思っています。何とかならないかと思いますが、以前、学校訪問の時に校長先生に伺った時、全部直そうとすれば、トイレだけで何百万、何千万と言っていたと思います。商業のトイレだけを全部改修しようとしたらすごい額だと言われて、驚いた覚えがありますが、優先順位はどこになりますか。

教育次長

1千万では足りないと思います。

西森委員

やっぱり足りないですね。

松下教育長

結局、トイレを優先してしまうと、そこに1千万とか2千万くらい掛かって、本体を直すとなるとトイレも一緒に直すという話になるというそういう話ですよ。ですから、先にトイレだけを直すという方法か、全体を直すか。これは長寿命化というのが小学校や中学校もこれからそういった話になっていきますが、先に走っていく形になるかと思っています。

商業高等学校事務長

トイレの洋式化につきましては、学校としても積年の願いといたしますか、洋式にしたいという思いがございます。教育長もおっしゃったように、トイレだけを先に直すということがなかなかできませんので、長寿命化の中で劣化の早いところを優先してやっていくことになると思いますが、そこで校舎を直す時にはトイレも一緒にと考えております。

西森委員

例えば古い家に住んでいて、台所もお風呂場もトイレも直したいけれど、そろそろ耐震も必要だというときに、中途半端にトイレを直すとこの後お金がもたないということで、やりくりして考えるということになると思います。でも、このトイレで5年我慢するのかという問題だと思います。場合によってはロスが生じても、やっぱり毎日のことなので、早く改善してまず生活のクオリティを上げなくてはということになります。排泄の問題というのは、健康にも関係してきますので。いずれリフォーム予定があるから、無駄になるかもしれないけれどトイレを先に直そうというふうに、自分のお金だったらそういう判断ができます。公共となると判断が難しいですが、やっぱり子供たちが直接見ているところは、そういうところという感じもしますので、またいろいろ御検討いただければと思います。

森田委員

高知新聞に出ていましたが、川を改修すると鮎が上れなくなって困っているという話がありました。コンサルに委託して調査をされるけれども、コンサルの専門的な部分と実際に使う側というか、子供たちの目線はどうなのかというような話も、その改修のときに時間に余裕があれば、高校生たちの気持ちを聞く、先ほど西森委員がおっしゃった3ページの5の目指すべき姿になると思います。どこに優先順位をおくかとなったときに、生徒の安全安心な学習というところで、もし生徒が「ちょっとトイレが…」みたいなことがあれば、考えていくところがあると思います。この「3 検討」にある黒丸全部を1番にというわけにはいかないと思いますが、何が言いたいかという、専門家が言うところの順位と、子供たちの意見を聞いていただけると良いのではないかと思います。

商業高等学校事務長

今後は、具体的にどんなふうにも 10 年間やっていくかを進めていくと思います。その時に建物の専門家、実際に使う教職員との調整は当然必要と考えております。生徒会の生徒さんからも施設についての意見をいただくことがございますので、意見を踏まえた中で更に良い形になっていけるよう進めていきたいと考えております。

野並委員

私も同じ意見です。クラックというのは聞いたことありますが、外壁のクラックはいいものと悪いものがあるって、問題ないクラックと絶対問題になるクラックがあるという話を聞いたことがあります。この体育館と北舎の外壁のクラックを見て、何かが溶け出していたりするようなレベルの赤錆が出ていて、これは完全に危ないもののような気がします。これは専門の方に見てもらっていますか。

植田教育次長

構造上は影響するようなことではないですが、このブロックを放置しておきますと、ここから雨風でコンクリートが劣化していつか、いずれは痛みが早くなります。中の鉄筋ところが爆裂といいますか、膨れ上がってくる状況が起こります。

野並委員

分かりました。この雨天練習場に至っては、もはやこれ使用禁止と思います。

谷委員

これは改修の方向でいきますよね。

野並委員

もはや使用禁止になるくらい危ないので、急いで改修しないといけないと思います。

それからもう一つは、最初に 40 年間で人数が変わらないというような発言がありましたが、そんなことはないと思います。恐らくこのままだと、40 年後には明治時代ぐらいの人口になるのではなかったですか。ですから、そこの言い方を変えたほうがよろしいのではないですか。

商業高等学校事務長

現時点で見ると、今のところ中学三年生が減っている中で、高知商業高校に応募してくださる児童がたくさんいるということで、今すぐ学校の規模を減らすということは考えていないというところがございますが、当然今の高知市の人口の減少の状況を見ておきますと、先生が今おっしゃったように、将来的に母数自体がかなり減ってきますので、そこは将来的に変更が必要と考えております。今この長寿命化の中で、学校の規模を小さくして長寿命化をするということは考えていないということでございまして、逆に 30 年長寿命化をした後で、次の 10 年は長寿命化で延ばした寿命が尽きて、新しい施設の建て替えが必要になってまいります。その時点で恐らく、学校の規模を、高知県の人数を見ながら減らすということも考えなければいけないと思いますが、この時点での学校規模の縮小は考えていないということでございます。

野並委員

ただもっと短いと思います。そこの言い方を変えないと、すごい夢がある話になっていますが、全然そうではなくて 5 年か 10 年でどうだろうというぐらいですから、30 年なんていうことを語ってはいけないのではないかと思います。ですから、そこを言わない手立てをしておかないといけないと思います。

植田教育次長

先ほど申しましたように、ほとんどの建物を着手から 10 年間で建て直すというところがございますので、10 年間ぐらいであれば、確かに人口減少の問題はありますが、さほどの学校規模を大きく縮小するような形ではないというところの意味合いになります。

野並委員

言い方が40年間大丈夫みたいなことでしたので、それは絶対ないというところです。

松下教育長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

それでは、報告事項の2件目につきまして、当該報告事項は個人情報に関わる内容であることから、[秘密会]といたします。

よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

ほかに御意見はございませんか。よろしいでしょうか。

[秘密会]を解きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後6時10分

署名

教育長 _____

2番委員 _____